

SDGs とカーボンニュートラルを先導し  
持続可能なまちづくりの推進に関する連携協定書

下田市（以下「甲」という。）と下田ガス株式会社（以下「乙」という。）及び静岡ガス株式会社（以下「丙」という。）は、SDGs とカーボンニュートラルを先導し持続可能なまちづくりの推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が環境・エネルギーの分野において相互に連携し、下田市公共施設への電力供給等業務を実施することで、SDGs とカーボンニュートラルを先導し持続可能なまちづくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「電力供給等業務」とは、令和3年8月10日に公告した下田市業務用電力等需給業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、乙が提案した業務の一式（令和3年8月26日付で乙が提出した「企画提案書」の内容）をいう。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- カーボンニュートラルの推進に関すること
- 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- エネルギーの自立と地産地消の推進に関すること
- 地域の防災力向上に関すること
- 地域経済活性化に関すること
- 環境意識の啓発に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲、乙及び丙の協議及び合意の上、決定するものとする。

3 第1項に定める連携事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。

（機密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業の実施に関連して知り得た他の当事者に係る情報を機密事項として保持し、事前に他の当事者の書面による承諾のない限り、これを第三者に漏洩し、又は公表してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年9月30日までとする。

（解除）

第6条 前条の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、本協定を解除することができるものとする。

- 甲又は乙又は丙のいずれかが本協定書の各条項に違反したとき。
- 乙又は丙が営業を休止、廃止、又は解散したとき。
- 乙又は丙が強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再

生手続その他これらに類する手続開始の申立があったとき。

(4) 乙又は丙が一般に支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡り報告があったとき。

(5) 乙又は丙が、営業が引続き不振であり、又は営業継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

（反社会的勢力の排除）

第7条 乙及び丙は、本協定の規定による取組に当たって暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙及び丙は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、電力供給等業務の履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙及び丙は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第8条 乙及び丙は、本協定に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡してはならないものとする。

（協議事項）

第9条 本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月23日

甲 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号  
下田市長

松本正一印

乙 静岡県下田市中467  
下田ガス株式会社  
代表取締役 取締役社長

名倉哲士

丙 静岡県静岡市駿河区八幡一丁目5番38号  
静岡ガス株式会社  
常務執行役員 営業本部長

内藤貴康